

公益財団法人蔵王町育英会では

奨学金の償還額を一部減免します



蔵王町育英会では、向学心のある学生の進学を更に全力で応援するため、奨学金の無利子の貸与に加えて、新規奨学生及び現在返済中の方について償還（返済）額の一部を減免していますので、進学予定の方はぜひご利用ください。

奨学金がこんなに **おトクに！**

①蔵王町育英会の奨学金は **無利子** です

返済期間は卒業の年の翌年から 10 年以内の年賦償還で、無利子です。返済方法は毎月、年 1 回、何年分かまとめて一括など、ご希望に応じて返済することができます。

②新規奨学生への貸与分は **返済額の 20% を減免** します

貸与期間終了（卒業）後に貸与額の 20% を減免した金額で借用書を締結し、償還（返済）を開始します。ただし、令和 15 年度新規奨学生までの期間限定措置となります。

【減免額】高校生 216,000 円減免、短大・専門学校生 240,000 円減免

大学生 480,000 円減免（4 年の場合）、大学院生 240,000 円減免

寄附金を募集しています（寄附金控除が受けられます）

蔵王町育英会では、奨学金の原資となる寄附金を受け付けております。進学を志す若者たちを応援するため、ご支援をお願いいたします。

寄附の方法については、町育英会事務局へお問合せください。

なお、当法人に対する寄附金は、税制上の優遇措置を受けることができます。

◆個人からの寄付金

確定申告の際に従来の「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択して控除を受けることができます。

◆法人・団体からの寄附金（損金算入）

「特定公益増進法人」に対する寄付に該当しますので、法人税法上の規定による限度額が損金として認められます。

問合せ先：公益財団法人蔵王町育英会事務局

（蔵王町教育委員会教育総務課内 電話 33-3008）

